

有料職業紹介事業 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額（上限）及び負担者
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	手数料は、求職者の就職後の１年目の年収額（内定書や労働条件通知書等に記載されている、基本給、各手当、賞与、インセンティブ、サイン・オン・ボーナスを含む。）の 150%に相当する額、または、１億円のいずれか高い方を 上限とし、求人者との契約書に定める内容とする。 手数料負担者は求人者（求人企業）とする。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	手数料は、求職者の就職後の１年目の年収額（内定書や労働条件通知書等に記載されている、基本給、各手当、賞与、インセンティブ、サイン・オン・ボーナスを含む。）の 150%に相当する額、または、１億円のいずれか高い方を上限とし、求人者との契約書に定める内容とする。 手数料負担者は求人者（求人企業）とする。

上記手数料には別途消費税がかかります。

許可番号 **13-ユ-310398**

事業所の名称及び所在地 企業法務革新基盤株式会社
 東京都千代田区丸の内 **2-4-1** 丸の内ビルディング **33** 階